Ⅳ　資金増加額（又は減少額）	926,696
Ⅴ　資金期首残高	3,310,859
Ⅵ　資金期末残高	4,237,555

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			451,672,499
当期総利益		451,672,499	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		2,518,644	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究運営改善積立金	449,153,855	449,153,855	451,672,499

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）を適用して、財務諸表を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しています。

文部科学省が指定する基幹運営費交付金の一部及び特殊要因経費に充当される運営費交付金 ・・・費用進行基準

文部科学省が指定する基幹運営費交付金及び学内予算プロジェクト事業に充当される運営費交付金 ・・・業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２年～50年
構築物	２年～50年
機械装置	８年～17年
工具器具備品	２年～20年
船舶	５年～11年
車両運搬具	３年～６年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産のうち、当該研究等の終了後に他の目的に使用することが困難な資産については、当該受託研究等の期間を耐用年数としています。また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒実績率により見積もった回収不能見込額を引当金として計上しています。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、基準第83第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用しています。

７．収益及び費用の計上基準

検定試験等のサービスに係る収益は、主に受験生から支出された検定料であり、当法人は受験生に対して検定試験等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、検定試験等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によります。

（注記事項）

１．貸借対照表・損益計算書関係

⑴　退職給付引当相当額の見積額	5,206,165千円
⑵　賞与引当相当額の見積額	691,794千円

２．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	4,237,555千円
資金期末残高	4,237,555千円

⑵　重要な非資金取引

寄附受入による資産の増加	181,221千円
ファイナンス・リース資産の増加	23,991千円